

**福祉サービス第三者評価結果報告書**  
【児童福祉分野（保育所）】

**【受審施設・事業所情報】**

事業所名称	きりん夜間愛育園	
運営法人名称	社会福祉法人 成光苑	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長：高岡 國士 / 園長：財津 久美子	
定員（利用人数）	30 名（33名）	
事業所所在地	〒 565-0816 大阪府吹田市長野東13-5	
電話番号	06 - 6878 - 0255	
F A X 番号	06 - 6318 - 6641	
ホームページアドレス	<a href="http://kirinvakan-aiikuen.org/">http://kirinvakan-aiikuen.org/</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:kirinvakan@sutv.zaq.ne.jp">kirinvakan@sutv.zaq.ne.jp</a>	
事業開始年月日	平成14年4月1日	
職員・従業員数※	正規 6 名	非正規 5 名
専門職員※	保育士：正規 5名、非正規 5名 管理栄養士：正規 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] ランチルーム（ホール）（1）、 和室（1）、乳児保育室（1）、子育て支援室 （1）、幼児保育室（1）、調理室（1）、調乳室 （1）、沐浴室（1）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

**【第三者評価の受審状況】**

受審回数	2 回
前回の受審時期	平成24 年度

**【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】**

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

### 法人理念

個人の尊厳を旨として、その人にふさわしい最善のサービスの提供に努める  
個々のご利用者のこころや体の状態に鑑み、その思いを把握したうえで、日々の生活を安心・安定した気持ちで過ごしていただける環境をつくります。

地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す

地域住民にとって「あってよかったと」思われるよう、地域に信頼にされ、力になれる施設作りを目指します。

専門的知識、技術の研鑽に努め、誇れる施設を目指す

自分たちの職場は、育成の仕組みが整い、人間的にも、知識・技術的にもレベルの高いスタッフによる良好なサービスを提供していると胸を張って言える施設を目指します。

### 保育理念

新しい時代に生きる力の基礎を培う

女性の社会参加の支援に貢献する

地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜び社会の実現に寄与する

### 保育方針

健康な心身、思いやりの心、頑張る力を育みます

させられる子どもからする子どもに育てます

日々の保育活動を通じ、地域福祉の貢献に努めます

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

### ①長時間保育（22時30分まで）

- ・急な残業などで迎えが遅くなる時も安心して預けられるよう対応しています。
- ・事前に申し込んで頂くことで夜間食、軽食の提供をし、保護者の負担の軽減に努めています。

### ②異年齢児保育を行っている

- ・少人数の良さを活かし、日常的に家庭的な雰囲気作りの中で異年齢児保育を行い、小さい子どもは大きい子どもへの憧れの気持ちを持ち、大きい子どもは小さい子どもと関わることで、園児が自然と思いやりや優しさを身に付けていけるようにしています。ほっこりとした環境の中で一人ひとりの個性をのびのびと伸ばしていく事が出来ています。とくに運動会、発表会では子供たちの成長がみられて良かったと保護者からは喜びの声をいただいています。

### ③一時預かり

- ・仕事や母親のストレス、リフレッシュ等で子どもの預かりを希望され利用する方が増えているので、地域福祉ニーズの把握や対応をするため、可能な限り受け入れをして地域貢献に努めている。

**【評価機関情報】**

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年2月27日～平成30年5月18日
評価決定年月日	平成30年5月18日
評価調査者（役割）	1401C003（運営管理委員） 0501C052（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

JR千里丘駅から北西方向に約660m程の場所にきりん夜間愛育園があります。正門前にはお地蔵さんの祠ときりんのオブジェがあり、登園する園児を出迎えています。玄関を入ると、左側には「絵本の部屋」と呼ばれるスペースがあり、日頃の保育で園児が自由に絵本を楽しむことは勿論のこと、お迎えの時に小学生の兄妹がくつろぐことが出来るスペースとしても活用しています。建物は3階建てで、1階はランチルームを兼ねた広い多目的スペースとなっており、隣接する姉妹園（第二愛育園）の子どもたちも利用しています。園庭が臨め、日当たりが良く明るい空間の元、給食を楽しむことができます。保育室は2階にあり、乳児の部屋と幼児の部屋に分かれ、異年齢で共に過ごす保育が取られています。また襖を開け広げると27畳という広いスペースとなる畳敷きの和室では、子どもたちが茶道を学び、保護者にお茶を振る舞う機会もあります。3階には子育て支援室が設けられています。

法人の理念「和顔愛語」の精神をもとに、園児・保護者・地域の人に社会福祉法人としての使命を果たすべく、園長はじめ全職員で取り組んでいます。

(注) 判断基準「abc」について

【平成27年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との比較はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

### ◆特に評価の高い点

#### 保育活動を通じた地域福祉に向けた取組み

サービス目標に掲げている「ナンバーワン」と「オンリーワン」を追及する姿勢から、きりん夜間愛育園としての機能を活かした取り組みを行っており、異年齢児保育を特徴とした少人数での保育の実施等、子ども同士が様々な活動を通して人間関係を学び、育ち合うための家庭的な保育環境を重視し保育の提供に努めています。

また高齢者との交流や地域活動、さまざまな自然体験の行事などにも積極的に取り組んでいます。園庭の片隅から中心方向に向かって大きな枝を伸ばしている桜の木の下で、例年地域の高齢者を招いて花見大会を行い、園児と一緒に楽しんでいます。

### ◆改善を求められる点

#### PDCAにおける継続的な取組み

計画内容・評価・反省や各種記録の残し方について工夫・改善し、保育の質向上に向けて職員間で課題や改善点の抽出を行い、今後さらなる組織的な取り組みにつなげることを提案します。

#### 体罰禁止の規程への明記

職員服務心得には体罰禁止に関して明記していますが、就業規則等の規定に体罰禁止について明記することが望まれます。

### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、第三者評価を受審することで、保育やサービスの振り返り、見直しをする良い機会となりました。

今後は職員間の共通理解の下で、子どもの養護の視点における理解を更に深め、色々な課題と向き合って実践につなげていき、保育の質の向上、サービスの向上に取り組んで参りたいと考えております。ありがとうございました。

### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念・基本方針等は、入園のしおりやパンフレット、ホームページに記載しています。入園説明会や懇談会でも保護者に説明し、各保育室や玄関に掲示しています。職員間でも、日々の昼礼で読み合わせを行うなど、周知が図られています。	
		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	各保育関係団体の連絡会等の場に積極的に参加し、情報交換・情報収集に努めています。法人内での定例園長会でも、社会福祉の動向を把握し、経営状況の分析に努めています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	法人の定例園長会で経営状況や課題を確認しています。また職員会議を通じて、職員にも経営状況の周知を図っています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	法人定例園長会等で知りえた情報や、地域の現状をもとに中長期計画を策定しています。また職員からも意見聴取し、事業計画に反映しています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	中長期計画に上がった課題を具現するため、職員会議でも意見聴取し、単年度事業計画に反映し策定しています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画から、年間カリキュラムに反映し、月案・週案等で実践しています。次年度の事業計画策定に向けて、職員会議で意見聴取がなされています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	入園説明会でしおりを配付し、行事や参観等で説明をし、理解を得ています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	毎月、職員会議で反省をし、課題について話し合い、次につながる様にしています。マイスキルチェックシートや自己評価チェックリストを活用し、振り返りをしています。また園長との面談を年2回設け、個々の必要な技能を把握し、その向上に努める研修への参加を計画しています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	行事ごとにアンケートを実施し、課題を職員間で話し合っています。園全体への評価アンケートも実施しています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	a
(コメント)	職務分掌において、施設長の役割と責任を明確化するとともに、施設長不在時における権限の委任先を主任に定める等、体制がとられており、職員会議で周知を図っています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	「法令遵守」のファイルを作り、職員への周知に努めています。人権チェックシートなどを使って勉強会を進めています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園内研修や園外研修に職員が積極的に参加できるよう配慮し、質の向上に取り組んでいます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	夜間保育の機能を果たすため、就業シフトを工夫し、働きやすい環境を整えています。バースデー休暇を付与するといった取り組みや、子育て中の職員にも休みやすい人員配置や有休取得を促すといった仕組みが整えられています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	法人全体で人材確保に取り組むとともに、施設単位で必要に応じて人材募集する体制が整えられています。実習生の受け入れや、ホームページ、就職フェア、学内フェアを通して、人材確保に取り組んでいます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	入職間もない職員に対しては、法人全体で「保育基礎研修」を年1回実施しています。「保育基礎研修」に各園の主任保育士・主幹保育教諭が参画し、構築し、実施することで、職員の技量標準化を図っています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	有給休暇を計画的に付与しています。職員の誕生日にも有給休暇を付与するという仕組みがあります。今年からストレス度診断も取り入れて、職員の心身の健康状況に配慮しています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	マイスキルチェックシートや自己評価チェックシートで保育の見直しをしたり、年2回の園長との面談を実施し、その結果を踏まえて次に受けるべき研修内容を決めるといった取り組みをしています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	職員一人ひとりの技術水準を把握し、その技術段階に応じた研修を受けさせる仕組みがあります。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	新任職員にはチューターがつき、チューターをサブリーダーが指導し、サブリーダーの指導状況について主任が把握する、といった教育・研修体制が確立しています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	主任が中心となり、実習生育成に努めています。養成校との連携をとり、指導しています。	



		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	園のホームページやパンフレット、法人の広報誌に、園の理念・基本方針、福祉サービスの内容を掲載しています。また、法人のホームページに予算、決算等の情報を公開しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	会計士による自主点検事業を受審し、今年からは会計監査法人による法定監査を受けることで、内部統制を図っています。会計処理は法人一括でしています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域の子育て支援協議会に参加し、ふれあい運動会には、ボランティアで参加し、地域の人々との交流を図っています。また地域の中学生の体験実習の受け入れをしています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	職員会議を通じて、ボランティア受け入れに理解を求めています。保護者には、受け入れ期間中、玄関に掲示し、周知に努めています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	地域子育て支援連絡会や山田中学地区地域協議会に参加し、関係機関との情報共有を図っています。また社会資源のリストを作成し、職員に周知しています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	親子教室でクッキングを実施する等、地域の子育て親子同士が知り合う機会を設け、数組の親子同士が一つのサークルをつくる事が出来るように支援しており、そのサークルが園のスペースを借りることが出来るように開放しています。また地域の公園清掃をしています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	吹田市保育連盟における懇談会に参加したり、地域参加行事の際のアンケートを実施することで、福祉・子育てニーズの把握に努めています。	

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	人権研修への参加や、園内での研修で情報共有を図り、マニュアルに基づいて、その取組を行っています。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
(コメント)	各種マニュアルに基づいて、子どものプライバシーを保護する取組が見られます。サービス規程において、不適切な事案が生じた場合の対応方法を明示しています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	随時、見学を受け入れています。主任や園長が対応しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園進級式において、保育園の理念・目標などを説明し、入園のしおりを配付し理解を促しています。変更時には、保護者説明会を設けたり、よい子ネットを活用して、周知に努めています。保育の開始時において、重要事項説明書の確認の際に、同意書の様式を準備し、平成30年度から実施する準備を進めています。確実な実施が期待されます。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	個人記録を整備し、いつでも相談できる体制を整え、また手紙を配付することで保護者に周知しています。ホームページでもその旨明記しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	行事ごとに保護者アンケートを実施し、課題を職員間で話し合っています。園全体への評価アンケートも実施しています。6月と3月に個人懇談を実施し、保育所全体の満足度調査も実施しています。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制を掲示し、意見箱を設置する等、苦情の受付体制を整備しています。受け付けた苦情内容を保管し、会議で職員間の情報共有を図っています。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
(コメント)	苦情解決の体制を掲示して、意見を述べやすいよう意見箱を設置しています。育児相談員の資格を持った職員が対応する体制を整備しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	苦情や相談については、手紙やよい子ネットを活用して、保護者に周知しています。よい子ネットの登録を保護者に促し、登録状況を確認し、迅速な周知体制を整備しています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	設備玩具の安全点検を毎日実施しています。ヒヤリハットは月平均5～6件の案件を収集しています。また案件を集計し、傾向と対策を検証し、事故防止に取り組んでいます。その都度、昼礼や回覧を通じて職員間の共有を図っています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	マニュアルを整備し、感染症の予防ならびに、発症時の適正な対応に努めています。発生時の周知方法は玄関に貼り紙し、よい子ネットを活用して周知に努めています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	毎月2回の避難訓練を実施しています。マニュアルには、台風、地震、火事時の体制、実施項目を明記しています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
(コメント)	保育所保育指針に基づいて作成された保育マニュアルは、年度始めの会議において研修や読み合わせを行い、職員へ周知しています。また、子どもプライバシー保護に努め、保護者との共通理解が行われています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的な実施方法の検証・見直しは手順を定めて定期的に行われています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
(コメント)	入園前の個人面談等によりアセスメントを行い、記録に残しながら指導計画に反映しています。吹田市の保健センターや巡回相談とも連携しながら、発達援助や保護者支援に向け適切な対応に努めています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	毎月の会議において指導計画の評価・反省を行い、課題を次に活かせるように確認して進めています。子どもや保護者からの意見などは、送迎時や連絡ノートを活用しながら子どもの成長の姿を通して連携に努めています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービスの実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	個別の指導計画により保育が行われていることが記録から確認できます。職員に対し記録内容の書き方について保育の実施状況を適切に記録に残すための指導が行われています。伝達など情報共有は昼礼で行っています。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	入園時に保護者に対し個人情報の取り扱いについて説明をして同意書をもっていただきます。職員に対しては年度初めの園内研修にて周知しています。	

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
(コメント)	年度末に全体での職員会で総括を行い、保育課程の見直しにつなげています。子どもの発達について全クラスで年度初めに話し合いを行っています。事例として、異年齢保育（たてわり保育）やお箸への移行について、また「子どものあこがれの気持ちはいつから？」などの意見交換を行っています。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	SIDSについて、全職員でビデオ学習を実施しています。個別の指導計画は、月の評価・反省を踏まえて担任が作成しています。乳児の睡眠中はあおむけを基本とし、健康状態の把握を5分おきに確認し記録に残しています。室内の保育環境は、壁面など工夫し、温かい雰囲気を感じています。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	子どもの健康状態の把握に努め、保健日誌に記録を残しています。指導計画に基づき、保育の内容や方法について会議等で評価を行いながら基本的な生活習慣が身に付くように配慮しています。日々の子どもの園生活の様子など、連絡ノートやクラス便りで伝えるとともに、送迎時のコミュニケーションを大切にしています。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	保育の内容や方法について年度始めに保育マニュアルの読み合わせを行い、保育の振り返りから保育内容につなげるようにしています。幼児クラス（3～5歳児）の異年齢保育のため縦割り保育や年齢別（3歳、4～5歳）の活動など保育内容には配慮した取り組みに努めています。地域の公園の清掃活動を行っています。個別計画を活用するためにも子どもの姿などから保育者が養護面で配慮したことなど記録に残しながら次のステップにつなげることを提案します。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
(コメント)	就学に向け、担任・主任が小学校の行事（参観日）に参加し、小学校教員と子どもの姿について伝え合う機会にしています。就学前には懇談会（個人懇談）を行い、保護者が就学に向けて見通しを持てるよう配慮しています。保育要録は担任が作成し、園長が確認の上小学校へ送付しています。	

		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	乳児クラス、幼児クラスともに子どもたちが心地よく過ごせるよう家庭的な保育環境づくりに配慮しています。活動に合わせ施設環境を活用しながら保育を展開しています。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
(コメント)	子どもの受け入れ時に視診・触診を行い、日々健康状態の把握に努めています。基本的な生活習慣の確立に向け、計画的に実行できるよう職員間で話し合い、連携を図りながら進めています。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	遊びの共有スペースにコーナーを作り、子どもたちが興味に応じて自由に用具等を取り出して遊べるようにしています。子どもたちが主体的に活動するための環境づくりや個別に取り組むための環境づくりについての継続的な取り組みが期待されます。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	園生活における活動をはじめ、地域の方とのふれあい活動や園外でのスポーツを通じた交流、自然体験など、子どもたちが自然や地域の人と関われるよう積極的に取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	絵本や紙芝居を活用しながら食育のすすめが計画的に行われています。保育の一環として全身を使ったリズム運動の取り組みを全園児で毎日継続して行っています。また特色を生かした体育活動や言語活動などに取り組んでいます。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
(コメント)	自己評価チェックリストなどにより保育士の自己評価を行い、園長との定期的な面談により保育を振り返りながら、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。	

		評価結果
A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b
(コメント)	法人の方針「和顔愛語」をモットーに保育に取り組んでいます。昼礼時には園長よりニュースを事例に取り上げた話や子どもの理解について指導が行われています。職員会議では子どもの成長の姿や家庭環境等への理解を確認・共有するようにしています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
(コメント)	配慮の必要な子どもについて個別の計画を立て保健師等関係機関との連携を図り、巡回相談等の指導を受け、保護者に向けて適切な情報を提供し、理解を得ながら進めています。また職員間では会議の中で情報共有を行っています。障がい児保育に関する研修を受けています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
(コメント)	夜間保育を利用する子どもたちは通常18時30分頃から夕食が始まります。夜間食の献立メニューから提供され、遅番担当保育士は異年齢の子どもたちがお手伝いや家庭的な雰囲気を楽しめるよう配慮しています。お迎えの時間まで子どもたちがゆったりと過ごせるよう環境面や関わりを大切にしています。	

		評価結果
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
(コメント)	入園面接時に聞き取った情報は面接結果用紙に記録し、児童原簿や生育記録に残しています。感染症が発生した場合職員に周知し、保護者に対しよこ子ネットや掲示物で知らせています。また体調のすぐれない子どもへの対応として担任から主任、園長への連携で行うよう確認しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
(コメント)	菜園活動やクッキング体験などを行い、子どもたちが食に関心を高めるための取り組みとして年間食育計画に位置づけています。食や健康に関する話をする機会を設けたり、絵本や紙芝居を通した計画的な取り組みにつなげています。食育計画は主に幼児クラスの保育士との協議の中で作成しています。ランチルームでのクッキング保育には栄養士も一緒に入り、実施にあたっては、衛生管理の面から特に消毒、洗浄に注意しています。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	献立には旬の食材を使用したり、お誕生会メニューや行事食を取り入れています。またおやつは土曜日を除き毎日手作りを提供しています。毎月の給食会議においての反省点などを参考にしながら、次の献立に反映しています。食器は材質や形に配慮し磁器を使用しています。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	健康診断は年2回実施し保護者に手紙で結果を知らせています。また歯科健診（年1回・6月）では診断結果に基づき園長と職員がカンファレンスに参加し、歯磨き指導を受け保育に活かしながら保護者に対し歯の大切さなど伝えしています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患のある子どもの保護者には定期的に指示書を提出してもらっています。保護者に献立表を配付し管理栄養士がチェックを行い確認の上、アレルギー献立表をもとに食事を提供しています。また写真つきトレーを使用し、誤食の防止に努めています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	衛生管理に関する検討会は大量調理施設衛生管理マニュアル（大阪府）を参考に、愛育園としての基本マニュアルに衛生管理の独自のものを作成し法人7ヶ園での見直しを行っています。厨房は第二愛育園と併用して使用のため、調理場での調理・衛生管理について確認徹底を行いながら進めています。食中毒に関する研修や食品衛生管理研修に参加し、報告書の回覧を行い個別伝達を行っています。	



		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
(コメント)	保護者に対し、年1回の試食会や「楽しく食べようニュース」を発行・配付しています。またレシピは毎月保護者の目につく場所（玄関）に掲示しメニューなど関心をもってもらえるようにしています。子どもの食器は磁器を使用し、入園のしおりに明示し保護者に説明しています。月1回のお弁当日を設けています。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	各年齢において連絡ノートを使用し、園と家庭での子どもの様子を伝え合うようにしています。また保護者と送迎時の対話を心がけ、内容により個別に対応しています。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	保護者と共通理解を得るため年2回懇談会を実施しています。リズム参観や茶道体験には保護者を招待するなど継続的な取り組みが行われています。また4月から8月の期間には希望者を募り保護者に向けた保育士体験を実施しています。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待防止マニュアルの会議を持ち、4月に園内研修としてマニュアルと研修資料の読み合わせを行うなど、虐待に対する知識を深め、早期発見に努めています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	b
(コメント)	職員服務心得には体罰禁止に関して明記しています。今後就業規則等の規定に体罰禁止について明記することが望まれます。職員に対し体罰や暴言など不適切な対応につながらないように会議で周知を図り、また報道されたニュースなど事案を取り上げながら昼礼や会議などで防止に向けて話をしています。	

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	きりん夜間愛育園を利用中の保護者
調査対象者数	26 世帯
調査方法	アンケート調査

### 利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

きりん夜間愛育園を現在利用している保護者26世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、20世帯から回答がありました。(回答率 76.9%)

特に満足度の高い項目として

- 「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」
- 「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」
- 「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が95%を超える満足度、

- 「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」
- 「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」
- 「保護者からの苦情や意見に対して、園から説明はありますか」
- 「園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか」
- 「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」
- 「給食のメニューは充実していますか」
- 「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面接などを行ったりしていますか」

が90%を超える満足度となっています。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
<b>居室</b>	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
<b>設備等</b>	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等